


## 船舶事故調査報告書

平成28年6月9日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	釣り客負傷
発生日時	平成27年6月20日 07時45分ごろ
発生場所	福島県いわき市塩屋埼南東方沖 塩屋埼灯台から真方位112° 2,500m付近 （概位 北緯36° 59.2′ 東経141° 00.5′）
事故の概要	遊漁船第二辰紀丸は、釣りをしながら漂泊中、釣り客1人が落水して負傷した。
事故調査の経過	平成27年8月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 第二辰紀丸、4.82トン FS3-5756（漁船登録番号）、個人所有 12.45m（Lr）×2.48m×0.68m、FRP ディーゼル機関、308.90kW、昭和47年3月 第231-14796号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 61歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成19年3月22日 免許証交付日 平成27年3月11日 （平成32年9月15日まで有効） 釣り客A 男性 38歳
死傷者等	重傷 1人（釣り客A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東～南東、風力 2、視界 良好 海象：波向 東、波高 約3～4m 福島県いわき市には、19日04時57分に波浪注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客Aほか5人の釣り客及び釣り客の世話役1人を乗せ、平成27年6月20日04時30分ごろ、福島県いわき市小名浜港北内防波堤棧橋から出航し、同港内で約15分間釣りをを行った後、塩屋埼南東方沖にある浅深礁東側の釣り場に向かった。

	<p>船長は、05時30分ごろ釣り場に到着し、東寄りの風が吹いていたので、船首を東方に向け、機関を中立として船首から波を受ける状態で漂泊し、釣り開始のアナウンスを行った。</p> <p>釣り客A及び釣り客1人（以下「釣り客B」という。）は、前部甲板の船首部に移動し、釣り客Aが左舷側に、釣り客Bが右舷側にそれぞれ立ち、さお釣りを開始した。</p> <p>船長は、釣り場の波高が約2.5mあり、いつもより波が高い状態であると思ったが、釣り客からの要望もあったので、釣りを続けることとし、釣り客全員の状況を監視しながら、いつでも本船を移動できるよう操舵室内で待機していたところ、船首方から連続して接近する波高約3～4mの波を目前に認めた。</p> <p>船長は、本船を全速力で前進させ、波の頂上付近で減速する方法で波を乗り切ろうと思い、第1波を正船首に受けて乗り切った際、釣り客A及び釣り客Bが前部甲板の船首部の船縁<small>ふなべり</small>に設置された手すりに両手をつかまっているのを認めた。</p> <p>船長は、第2波が迫っていたので、第1波と同様の方法で乗り切ろうとしたところ、船首が急激に上下に動揺し、07時45分ごろ、前部甲板上にいた釣り客A及び釣り客Bの姿が見えないことに気付いた。</p> <p>船長は、操舵室を出て周囲を確認したところ、船尾方の海面上に、釣り客Aが浮いており、釣り客Bが手を挙げて本船に向かって泳いでくるのをそれぞれ認め、釣り客Bを引き揚げたが、釣り客Aが動かないので、本船を反転させて接近し、他の釣り客の協力を得ながら、釣り客Aを引き揚げた。</p> <p>本船は、釣り客Bは負傷していなかったものの、釣り客Aが顔面を負傷していたので、船長が釣り客Aの応急手当を施して陸上にいた同業者に本事故の発生を連絡し、救急車の要請を依頼した後、小名浜港に帰港した。</p> <p>釣り客Aは、救急車で病院に搬送され、骨盤骨折、顔面挫傷及び全身打撲と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
その他の事項	<p>海図W68（大津岬至久ノ浜港）によれば、本事故発生場所の水深は約25mであるが、同場所の西方200m付近では水深が約5～9mになる場所もある。</p> <p>釣り客A及び釣り客B以外の釣り客は、本事故当時、操舵室の前から後部甲板までの両舷側に分かれて釣りをしていた。</p> <p>本船の業務規程中の帰航基準によれば、漁場における波高が2mになった場合、遊漁を終えて帰航するよう記載されていた。</p> <p>船長は、ふだん、波が高い場合、初めて釣りをを行う釣り客に対しては、前部甲板の船首部では釣りをしないよう注意をするようにしてい</p>

	<p>たが、釣り客A及び釣り客Bが、2人を紹介した釣り具店から遊漁船での海釣りの経験が豊富であると聞いていたので、あえて注意するまでもないと思っていた。</p> <p>釣り客Aは、遊漁船での海釣りの経験が約10年あったが、本船に乗船するのは初めてであり、本事故時に負傷した経緯については記憶がなかった。</p> <p>船長及び釣り客等は、本事故当時、救命胴衣を着用しており、飲酒はしていなかった。</p> <p>船首部の両舷には、甲板からの高さが約0.33mの船縁の上に、高さが約0.58m、上辺の長さが約1.49mの台形状の手すりが設置されていた。(写真1参照)</p>  <p>写真1 船首部に設置された手すり</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、塩屋埼南東方沖において漂泊中、連続して接近する波浪を認めた際、正船首に波浪を受ける態勢で増速したことから、船首が急激に上下に動揺し、前部甲板の船首部にいた釣り客A及び釣り客Bが落水し、釣り客Aが負傷したものと考えられる。</p> <p>釣り客Aは、前部甲板から落水する際、身体が船体に当たったことから負傷したものと考えられるが、負傷に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、波が高い状況下、釣り客A及び釣り客Bが前部甲板の船首部で釣りをしているのを認めたものの、釣り具店から兩人共に遊漁船での海釣りの経験が豊富である旨を聞いていたので、あえて注意するまでもないと思い、注意を与えていなかったものと考えられる。</p> <p>船長は、釣り場の波高が約2.5mであったものの、遊漁を続けたことから、本船の業務規程中の帰航基準を遵守していなかったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、塩屋埼南東方沖において、漂泊中、連続して接近する波浪を認めた際、正船首に波浪を受ける態勢で増速したため、</p>

	<p>船首が急激に上下に動揺し、前部甲板の船首部にいた釣り客Aが落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>船長は、本事故後、前部甲板の船首部で釣りをを行うことを禁止した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、波が高い場合、船体動揺の影響を強く受ける前部甲板の船首部に釣り客が立ち入らないよう注意すること。</li> <li>・ 業務規程中の帰航基準を遵守すること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

